

令和 2 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市

目 次

議案第 33 号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第 8 回） について	別冊
報告第 2 号	石鎚成就展望台における負傷事故に伴う和解及 び損害賠償の額の決定の専決処分について	1

報告第2号

石鎚成就展望台における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の
専決処分について

石鎚成就展望台における負傷事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月25日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 1 号

専決処分書

石鎚成就展望台における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 18 日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方
省略

2 和解の内容

(1) 本件事故による損害賠償として、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

金125,460円

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 相手方に本件事故と因果関係のある後遺症が発生した場合は、別途協議する。

提案理由

石鎚成就展望台における負傷事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。